

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	駅前、上・仲町、下町 (下町、上仲町、駅前)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①認定農業者等が少なく、高齢化も著しい
- ②農地が分散しており、集約化が急務
- ③圃場環境が悪い(小区画・湿田・接続道が狭い・用排水が不備)
- ④街中であり、農作業に住民の理解が求められる状況がある

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農家経営の安定化のため水稻に野菜等の高収益作物を組み入れた複合経営による経営を目指していく。
- ・野菜生産農家の育成を目指し、生産物の加工等、高付加価値販売の検討をおこなう。
- ・近隣の住民への生活に配慮するとともに、繁忙期の早朝からの作業等には一定の理解をしてもらうように周知していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
入作農家と地域の担い手との情報共有を図り、農地の交換等を通じて集積・集約を進めていく。また、農地中間管理機構を活用し集積・集約につなげていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では、基盤整備等の予定していない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業を担う者の経営規模拡大等、新たな担い手確保のため、JAや普及センター、改良区などの関係機関との連携を図り、農地のあっせんから栽培技術指導等まで、きめ細やかな支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手がカバーできない農作業等は、JA新いわて等に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

Content for the selection of measures
